

事務連絡
令和8年3月25日

各都道府県薬務主管部（局） 御中

厚生労働省医薬局総務課

「薬剤師国家試験のあり方に関する基本方針」について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2040年以降の社会的役割を見据え、医・歯・薬学教育における一部目標の共通化及び学修成果基盤型教育の導入等を内容とする薬学教育モデル・コア・カリキュラムが改訂されたこと、また、こうした社会的背景の変化及び薬学教育の変化への対応を図るため、医道審議会薬剤師分科会薬剤師国家試験制度改善検討部会において、薬剤師国家試験の改訂に関する基本的方向性等の検討が行われ、「薬剤師国家試験のあり方に関する基本方針」が新たにまとめられましたので、送付いたします。

なお、新たな基本方針は令和11年度実施の第115回薬剤師国家試験から適用することとしており、厚生労働省においては、この「薬剤師国家試験のあり方に関する基本方針」に従い、薬剤師国家試験制度の運用を行っていく予定です。